

森信茂樹氏

ポイント

わが国が抱える課題は震災前と変わららず。東西ドイツ統合の際の「連帯税」を参考に、11年度税制改正は従来の枠組みで推進を

森信 茂樹 中央大学教授

東北を襲った震災の被害は今なお収束の気配を見せないが、既に復旧のための第1次補正予算編成作業が始まり、復興基本法の制定に向けた議論も始まっている。次は復興マスタープランの中身を策定するとともに、それを実効性のあるものにするための資金調達が課題となる。報道によると、民主党内には法人特別税、特別消費税、社会連帯税の創設、震災国債の発行と日銀引き受けの検討といった多様な意見があるようだ。復興財源を調達するための



軸に乗る上乗の所得・法人税

復興財源を考える

わが国の抱えていた課題を時系列的に整理すると、以下のようになる。まずは世界的な法人税率引き下げ競争の中で、わが国の雇用の流出を止め、経済活性化につながる法人税改革の必要性である。次に、所得格差・資産格差の拡大に歯止めをかけ、負担余力のある高所得者や富裕資産家から追加負担を求めることである。これは、社会保障・税の一体改革の下で予定されている消費税率引き上げと

と、国債価格急落リスクや将来世代の負担を軽減する財政再建の2つが目的である。このように、わが国の税制議論はそれぞれの課題への対応として、法人税改革、所得税・相続税強化、消費税引き上げという方向で検討が行われており、その必要性は震災後の今日も変わっていない。

このような状況で震災復旧



セットといえるものである。さらに6月にも成案が予定されている社会保障・税の一体改革である。高齢化が進む中で、国民の安心を裏打ちする年金・医療・介護・少子化対策などの安定財源の確保への対応が必要となり、20兆円ともいわれる復興財源を考える必要がでてきた。当面は国債発行で賄うにしても、きちんとした償還財源で裏打ちしておくなければ、国際投機筋に日本国債を売り浴びせられる可能性がある。震災直後、一時的に円が急騰した事実が、投機的行動のすさまじさを物語っている。増税の経済への悪影響を懸念する声もあるが、復興需要が始めれば相殺してくれるだろう。では、国民が一体となって

税制改革の流れ継続

財政悪化の不安払拭を

復興という国家的な大事業を行う場合の資金をいかに調達すべきか、考えてみたい。消費税率の時的引き上げ（1%で約2兆5千億円）、法人税減税の取りやめ（平年度ベースで約6千億円）など様々な検討がなされているようだ。筆者は、負担余力のある国民が連帯して税負担増を受け入れるという観点から、所得税・法人税に臨時的な負担を求めることが最も適していると考え、その観点から

み、95年に同じ7.5%の税率で再導入された。その後98年には税率が5.5%に引き下げられ、現在も5.5%の付加税として継続している。ドイツでは終了時期が明記されていないことが問題視されているので、わが国での導入の際には限定的な税制とする必要がある。他方で、旧東ドイツ国民には、91年度改正で、所得税減税を税額控除で行うことが決定された（独身者年600ユーロ、夫婦年1200ユーロ）。

大きなメリットがある。もちろん増税と併せて徹底した歳出削減が必要となる。高速度道路無料化のための基金の全額取り崩しだけでなく、社会保障費や公務員給与も厳しく見直す必要がある。以上のように、わが国の復興連帯税を含めた税制の課題は、所得・消費・資産という3つの課税ベースに着目しつつ、それぞれの課題に適した形で、整合性のとれた税制改革を行っていくことである。

震災直後には、日本国債の債務不履行に備えた保証料率が震災前の2倍近い水準にまで上昇した。財政赤字拡大への不安心理を映したものと見える。国際的投機筋は隙あらばわが国の財政悪化を投機材料にしようとする傾向がある。政府は決して彼らに隙を見せなければならない。その観点からは、一体改革の成案を得る作業を継続するとともに、復興財源は歳出削減と連帯付加税によることが望ましい。国債の日銀引き受けは、最も彼らに隙を見せる愚策である。これを付け加えておきたい。

Table with 3 columns: 税制改正・税制改革, 主要税目と内容, 意義. Rows include 2011年度税制改正, 社会保障・税の一体改革, 復興財源の確保(筆者提案).

このように最大限の歳出削減と、負担余力のある納税者に対しての負担増と、経済的困窮者への減税がセットで行われた。注目すべきは、消費税には付加税が課せられな

改めて、今回の震災復興費用を、所得税・法人税の付加税という形で連帯税で調達することの意義・理由を整理すると、以下の3点である。第1に、今生じている震災の復興にかかる資金は、将来世代につけ回しをするのではなく、現役世代の負担増で賄うことにより、日本人としての連帯感を示すことができるという点である。第2に、税負担能力に応じ、広く薄く負担を求めるという考え方は、万人が受け入れやすいものである。第3に、付加税という方法は、復興にかかる資金需要に応じ、税率を柔軟に設計することが可能であるとともに、税金計算が簡単で税務執

化は、社会保障・税の一体改革で行われる消費増税の前さばきともいってべきもので、全体として抜本的税制改革となる。法人税改革部分は廃止・凍結という考え方があがるが、法人への負担増は前述の連帯付加税で行うことが筋で、課税ベースの拡大という法人税改革の含まれた11年度改正はそのまま実行すべきである。次に、復興財源は、歳出削減と所得税・法人税への連帯付加税で賄う。11年度予算ベースで所得税収と法人税収を合計すると20兆円程度なので、付加税10%を乗じれば、毎年2兆円程度の財源が得られる。仮に復興財源公費負担分を10兆円とすると、5年で賄える計算となる。最後に、社会保障・税の一体改革である。安心社会の建設や財政再建は国の形を考えることにつながり、復興と併せて解決していかなければならない最重要課題である。震災復興以外の必要財源を広く確保していくには、世代間の負担の公平の観点やコンプライアンス（法令順守）の面で透明性の高い消費税率の引き上げによるのが最も現実的な方法であろう。したがって震災の復興財源の問題とは切り離して、消費税を中心に据え、6月の成案作りに向けて検討を継続する必要がある。

もりのぶ・しげき 50年生まれ。京大法卒、法学博士。専門は租税法